

第15回規制改革会議終了後記者会見 議事概要

1. 日時：平成25年9月12日（木）11:55～12:42
2. 場所：中央合同庁舎第4号館6階620会議室

○司会 それでは、お待たせいたしました。

ただいまから規制改革会議の様様につきまして、岡議長から御説明いたします。質疑応答は説明の後、まとめてお願いします。

では、議長、よろしく願いいたします。

○岡議長 皆さん、お待たせしました。

本日、第15回規制改革会議を行いましたので、会議の状況について御説明させていただきます。

まず、本日の最初の議題として、農地関連規制の見直しについての議論を行いました。

これまで「農地中間管理機構構想」につきまして、農水省からのヒアリングも含め、数度の議論を重ねてまいりましたが、私どもがいろいろ指摘した点につきましては、農水省の取りまとめにあたってかなり取り入れられつつあると認識しております。本日もかなりの時間を使い、各委員あるいは専門委員からの意見が多数出ました。また、農水省には今日はヒアリングという形でなく、先方の積極的意思で参加したいということで同席していただきまして、多少のやりとりもございました。

私どもとしましては、競争力のある、魅力のある、成長産業化できる農業をつくるという政策目標に向かって、農水省がいろいろ検討した結果として、農地中間管理機構という構想が出てきたと受けとめ、この構想のベースとなっている政策目標を効果的に実現できるものにするという考え方から意見を申し述べてまいりました。本日の議論も踏まえ、次回もしくは次々回には当会議としての意見を取りまとめたいと考えております。

2つ目の議題は、一般用医薬品のインターネット販売についての私ども会議の意見を本日取りまとめたところでございます。

本件につきましては、3月に私どもの見解を取りまとめ、6月には規制改革実施計画という形で閣議決定もされ、また、総理からの御指示もございました。私どもとしましては、その後、注意深くこのテーマについてフォローしてまいりました。また、既に皆様方に御紹介のように、今期の重点的フォローアップ事項のひとつに位置付けたわけでありまして。この重点的フォローアップ事項の12項目については、次回の会議で項目ごとにどのような時間軸で、どのような取組をするかを議論する予定にしておりました。

本テーマに関しては、厚労省もとの検討会でいろいろな議論が行われていることは皆様御承知のとおりですが、私どもが3月に出した見解、あるいは6月の答申、あるいは6

月の閣議決定等々で確認されたことが、我々が納得、満足する形で結論付けられるかどうかについて若干不安を感じたところがございます。このタイミングでもう一度、私どもの考え方をはっきりと政府、あるいは厚労省に出すべきだという考え方から、今日、取り急ぎ意見を取りまとめたということでございます。

意見の中身については、お手元資料を御覧いただきたいと思いますが、基本的な考え方を1点申し上げますと、3月の見解でも触れてありますけれども、私どもは、この一般用医薬品の販売については、インターネット販売と対面販売において合理的な理由のない中で差別するといいますか、条件を変えるといったことについてはあってはならない。これが私どものこのテーマに対する基本的な考え方であります。この考え方をもう一度、今日の意見の中でクリアに述べさせていただいたわけであります。

全ての一般用医薬品についての考え方は今申し上げたとおりですが、厚労省の検討会では一般用医薬品に転換された直後の28品目の取扱いについても議論されております。私どもは、安全性の確保という観点から、当然、十分な対応が必要だと考えておりますが、この28品目についてもインターネット販売と対面販売において、合理的な理由がないのに差をつけることについてはあってはならないという考え方であります。この点も今日の意見の中で述べさせていただいております。

また、1月の最高裁判決の指摘を踏まえて、正当な理由なく、職業選択の自由や職業活動の自由を制限することにならないよう、十分配慮してほしいということも、再度、改めてつけ加えさせていただいたということでございます。

3つ目の議題としては、5つのワーキング・グループから今期の検討事項の案を出していただき、これについて意見交換をした結果、本日、各ワーキング・グループの検討事項を決定いたしました。各ワーキング・グループの検討項目はお手元資料のとおり、健康・医療ワーキング・グループで9項目、雇用ワーキング・グループで6項目、創業・IT等ワーキング・グループで19項目、農業ワーキング・グループで8項目、貿易・投資等ワーキング・グループ7項目、都合49項目になります。

各ワーキング・グループから提示された項目の取りまとめは、来年6月までにという一応の期限がございますが、配布資料に◎がついている項目につきましては、年内を目標に意見の取りまとめを目指す、時間軸で急ぐものであると御理解いただきたいと思っております。

最後に、規制改革ホットラインに関する報告がございました。これにつきましても、皆さんのお手元に資料を配付させていただいていると思っておりますが、8月末までの間に1,079件の受付をいたしまして、このうち所管省庁への検討要請をした案件が492件になっております。前回この場でも申し上げましたように、今期は「規制改革ホットライン」の項目について、前期以上に注力していこうと考え、規制改革ホットライン対策チームを立ち上げ、しっかりと対応するつもりでございます。

先ほどのワーキング・グループのところで1点追加で補足させていただきますと、以前にも申し上げておりますが、私どもとしては「国際先端テスト」という手法をできるだけ

活用して、成果を高めていきたいと考えております。本日の会議では決まっておりますが、各ワーキング・グループの中で、今後、国際先端テストを活用する項目を議論して決めていただきたいと思いますので、追加で御報告させていただきます。

以上が今日の会議の概要でございます。これから皆さん方からの御質問をいただきまして、お答えできるものについては精いっぱいお答えしますので、よろしく申し上げます。

○司会 議長、ありがとうございました。

それでは、質疑応答に入りたいと思います。

御質問等がある方は挙手をお願いします。

○記者 医薬品のネット販売について、今日改めて御意見を出されたわけですがけれども、ここまでの議論の経過を見ていて、どこに最も問題があるとお考えになって意見を改めて出されたのか具体的に聞かせてください。

○岡議長 私どもはその検討会の話是直接聴く場はございませんので、具体的にこの項目がということを示した形ではございません。ただ、厚労省からのヒアリング等々を通じて感じたところとしては、必ずしもインターネット販売と対面販売が全く同条件でということになっていないところがあるのではないかとという不安から、厚労省の正式な結論が出る前に、規制改革会議の考え方をもう一度リマインドして、我々の考え方が反映される形で今後の審議を進めて結論に結びつけていただきたいと思いますということでありまして、具体的なものを我々が聴いてということではございません。

○記者 今日の検討項目の話ではなくて、今までの経緯ですが、その経緯の中で、この5分野以外にその他ということ、13になりますか、中でも高速道路制限スピード体系の全体的な見直しというものと、車検整備の延長と、これはなかなか国民的な関心が高いと思うのですが、検討項目に入らなかったということは、今後、この規制改革会議で扱われることは全くないのでしょうか。

○滝本室長 これから詰めた議論はまさにワーキングでやっていきますので、今、御指摘いただいたようなものは「物流の効率化」の中で1つの検討素材になる可能性はあると思います。

○岡議長 今の質問を私はキャッチできていなかったのですが、今回の検討項目にその2つが入っていないですねということですね。

○記者 そうです。割とこれは国民的な関心が高いと思うのですが、それをこの規制改革会議で検討項目に入っていないということで、今後全く扱わないということなのかどうかということです。

○岡議長 そういう御質問ですか。わかりました。

各ワーキング・グループの検討項目は、今日これをやることを決定したということでありまして、ペーパーの脚注には、今後検討を進めていくにあたり、「項目の入替・追加等を行うことがあり得る」と書いてあります。ですから、今日書かれていないものは一切扱わないということではないということが一つ。もちろん今、申し上げることはできません

が。

もう一つ、「国民的関心の高い」とおっしゃられたのであえて申し上げますが、国民の関心の高いもので「規制改革ホットライン」から上がってきたものは、まずホットライン対策チームで審議しますけれども、そこでこれは是非やるべきだということで関係するワーキング・グループにそれを振り分けることまでやることはもう決定しております。もし、5つのワーキング・グループの対象にならない項目があった場合どうするかということについては、ホットライン対策チームの座長である佐久間委員が私どもと相談して、このテーマは大変重要だから本会議でやりましょうと、本会議でフォローアップすることになる可能性も大いにあると思います。

○記者 最後に1つ、印象で結構ですが、高速道路の制限スピード体系の全面的な見直しと車検期間の延長というのは、議長御自身は重要な案件だとお考えになりますか。どうでしょうか。

○岡議長 議長というよりも、個人的にはおもしろい案件だと思いますけれどもね。議長としてというところちょっと誤解を与えるといけませんので、あえて個人としてということですね。

○記者 農地中間管理機構にかかわる件で、1つ、資料1が論点整理で素案となっていてますけれども、この扱いがどうなったのかということと、冒頭おっしゃられた議長のお話を踏まえて、今日の最も議論になった点と、とりわけ農水省と委員の皆さん方で意見が違ったとか、やりとりになったとか、そのあたりを少し御紹介いただけたらと思います。

○岡議長 論点整理につきましては、今までの会議の中で委員の皆さんから出てきた意見を整理するということですねというペーパーでございます。これに対して農水省は既に本会議等の場で直接聴いていますので、中間管理機構構想の最終案を取りまとめる中で、我々の考え方や意見を相当取り入れた方向でいろいろやっただけだと感じております。これは私だけではなくて、何人もの委員の方もそのような受けとめをしております。

これは私自身が発言した意見ですが、競争力のある農業、魅力のある農業、成長産業化する農業を実現しなければならないという危機感が大変強まっているのではないかと。これは、今のまま放っておいたら、今のまま手を打たなければ、日本の農業は競争力がなくなる、魅力がなくなる、成長産業化できなくなるという意味での危機感ですけれども、そういうものが農水省の中で大分高まってきているのではないかと。したがって、いろいろな意見を積極的に取り入れて、この政策実現に結びつけるという姿勢がかなり出てきた。「出てきた」というと、以前になかったような誤解を与えるといけませんけれども、少なくとも今回そういう姿勢を我々は強く感じております。

2つ目の御質問ですが、そういう中でも、まだ我々の委員から出た意見と農水省が考えているところで、必ずしも一致していない部分が存在していることも事実であります。一例として、この構想の中の一つ先端の部分、国から始まって都道府県、中間管理機構、市町村、その下で「人・農地プラン」が平成24年から始まっていますけれども、その最先端

の「人・農地プラン」を法制化するという御説明がありました。何人かの委員から、これを法制化するのはいかがなものかという意見が出ておりました。

他方、我々の意見が採用されてきたと思われることの一例としましては、中間管理機構の中に運営委員会をつくるというアイデアがありましたが、これについては、どうも機構が重層化しているとか、機能と責任が不明確になるのではないかとかという意見を私どもの方から提示したところ、農水省より、運営委員会そのものも含め、機構の機能とかを抜本的に見直す方向で検討するとの前向きな御発言がございました。

以上、意見の一致していないところ、あるいは我々の意見が取り入れられたところ、それぞれ1つの例を申し上げるとそのようなところかなと思います。

○記者 人・農地プランを法令化するのはいかがなものかというのは、委員の皆さんの問題意識はどういう理由からそのような意見が出ているのかというあたりを少し教えていただければと思うのですが。

○岡議長 複数の方が言っているのですけれども、一部の御意見を例で申し上げますと、現在、特定の方々が集まって、そこで議論をして何かを決めてしまうことになっているわけですけれども、それを法制化することによって新規参入者が入りづらくなるのではないかとか、そこで全てが何となく決まってしまうのではないかとかという懸念を抱いている方の意見だったと思います。それに対する農水省の見解は、そういう懸念を払拭するように考えますよというところでしたが、一致していないことの例として申し上げました。

○記者 ありがとうございます。

○岡議長 どうぞ。

○記者 お世話になります。

医薬品のネット販売についてですけれども、先ほど岡議長の御質問に対する回答で、厚生労働省のヒアリングを聞く限り、対面販売と必ずしも同条件にならないかもしれないという点に懸念をお感じになるという御説明だったと思うのですけれども、具体的にどのような差がつくことに懸念をお感じになるのでしょうか。

○岡議長 先ほどの御質問と同じ趣旨の御質問だと思いますけれども、私どもとしては、具体的にどの部分がどうのこうのということについて申し上げられるほどのものをいたしていません。ただ、私どもが感じているところとして、どうも違うような話がされているやに聞くようなところがあるので、3月の我々の見解なり、6月に閣議決定されたとおり、この2つの売り方、対面販売とインターネットの販売に関し、合理的な理由、正当な理由なく差をつけることはしないでくださいねともう一度申し上げているわけです。ですから、これを踏まえて厚労省のこれからの検討、審議の中で、我々の意見を十分踏まえていただいて、期待どおりの結論が出ることを期待しているわけです。ですから、今、これがだめだということをお願いしているわけではございません。

○記者 ありがとうございます。

○岡議長 あちらの方、どうぞ。

○記者 よろしく申し上げます。

健康・医療ワーキング・グループの検討項目について2件お伺いしたいのですが、9月5日のワーキング・グループの後でいただいた資料では、大体論点が10項目ぐらいあったと思うのですけれども、その中から、恐らく本会議で扱う保険外の併用療養の話であるとか、介護・保育事業のイコールフッティングのところとかは抜け落ちて、10引く2で8だと思うのですけれども、今回、1番目の「最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築」が加わったのかなと思われるのですが、どういう経緯でこうなったのか。

あともう一点ですが、5日の時点でお配りいただいた資料では、例えば2番の「医療機関の業務・ガバナンス等の見直し」という部分では、5日の資料では○ということで、年内に意見を取りまとめるという優先項目ではなかったと思うのですけれども、今回それが◎ということで、年内を目標にということで、格上げみたいな感じになっているかと思うのですが、逆に8番目の「医薬品・医療機器に係る治験前臨床試験の有効活用」は、5日の資料では◎ということで、年内とおっしゃっていたのが、今回は◎でないというところで、どういう経緯でこうなったのかを確認させていただければありがたいのですが。

○大熊参事官 私からお答えさせていただきます。

まず、追加につきましては、今、話のあったとおりで、9月5日のワーキング・グループで厚生労働省を呼んで医療法の概要を説明いただきましたので、それに関してやるべきであろうということで、1番が加わってございます。

同じ5日のワーキングとしての議論の中で、やはり医療法が最優先だろうということで、ここにある「2. 業務・ガバナンス等の見直し」を◎に格上げをしまして、8番の「治験前臨床試験の有効活用」はその分少し、やり切れる分もありますので、◎を落としたということでございます。

○記者 追加で、それ以外に格上げ、格下げになった項目は、例えば3番とかがそうなのかなと思ったりするのですが。

○大熊参事官 「在宅医療・在宅介護」も医療法の一部でございますので、格上げをしております。

○岡議長 念のため、追加で申し上げますと、先ほど私が触れましたように、今日の会議で◎について定義付けをしましたが、年内に見解を取りまとめられそうな時間軸から◎をつけたもので、重要度での◎と無印という考え方ではないということにしたものです。

○記者 創業・IT等ワーキング・グループの検討項目に入っています「ダンスに係る風営法規制の見直し」について、今日何か具体的なやりとり、意見の交換等がありましたらお聞かせいただきたいのですが。

○岡議長 特にこの項目についての具体的な議論はありませんでしたが、座長の安念委員がこのワーキング・グループの検討項目の説明をされたときに、これについては「関心が高いので取り上げるべきだということでリストアップしました」と言われました。特に他の委員からの指摘はございません。

○記者 2点ありまして、1点目は確認ですけれども、先ほど中間管理機構の件で、運営委員会は設置しないと農水省がそういう見解を示したのか、あるいは設置するかどうかも含めてこれから検討するということだったのか、ちょっとそこを確認したい。

あと、2点目が中間管理機構の論点整理の中でも、農協や農業委員会と組織論に絡む話も出てきていますけれども、今回の会合の中では、こういった組織に絡むような意見は出たのでしょうか。

2点お願いします。

○岡議長 1点目の中間管理機構の組織の御質問は、2点目の御質問とも絡むかもしれませんが、中間管理機構の組織をどういう構成でどういう機能を持たせるかについての議論をもっと深めるべきでしょうという意見がありました。その中で、当初のアイデアにありました運営委員会についてはまだ結論が出たわけではありませんが、抜本的に検討し直しましょうということでもあります。

今回の構想の中では、国の役割、都道府県の役割、中間管理機構の役割、市町村の役割、それぞれがしっかりと政策目標を共有して、権限と責任を明確にしてやるべきだという考えのもと、具体的に中間管理機構の権限と責任は何なのかという議論をすると、組織をどうするのか、構成員をどうするのかという話になっていくわけでありまして。我々としては、できるだけその構成員、特にマネジメントに携わるような役員クラスの方々については、しかるべき人になっていただく必要があると考えているわけでありまして。農水省もその辺については全く同じ考え方に立って検討されていると受けとめております。

○記者 3点ありまして、1点ずつお願いできればと思います。

まず、1点目で、医薬品のネット販売の意見の件で、具体的なあせいこうせいというものは特別あるわけではないということでありまして、そのお気持ちはよくわかりました。一方で、厚労省の作業グループの資料を見ていますと、ネット販売をやるときにも実店舗を必ず設けろであるとか、実店舗での営業時間が朝8時から夜6時までとか、個人的にはちょっと厳しいのではないのと思うところもあって、議長個人の見解でも結構ですので、このあたりはさすがに違うのではないかと思うところが個別具体でもしあれば教えていただけませんか。

○岡議長 先ほど来申し上げているとおり、厚労省から正式に聴いていないため、間違ったことを言ってもいけませんので、個別に言うことは控えたいと思います。ただ、いろいろ聞こえてくるところから判断して、この際、もう一度、我々の考え方をはっきり伝えておく必要があるという判断でありまして、この点さえ直してくればいいという具体的なものを今私が持っているわけではありません。

○大熊参事官 少し補足で、今、お話がありました実店舗というものは、薬事法で薬を売るときには店舗を持たなければいけないということが規定されていますので、そこはそういう前提で作業グループの委員は納得した上でやっているということでございます。

営業時間帯だとかは、厚生労働省のたたき台の案が示されていますけれども、それは会

合での関係者でいろいろなやりとりもまだありますし、あれで決まっているものではないのだろうと認識しております。

○記者 では、2点目、農地規制の中間管理機構の見解を次回まとめられるということですが、すけれども、まとめる見解はイメージとしてどういうものを想定されていらっしゃるのか。分量的にもひっくるめてどういうイメージを頭の中で描いていらっしゃるか伺えますか。

○岡議長 まさに今日の会議における各委員の意見と農水省の見解を全て整理して、私としてはできるだけ早く会議としての意見をまとめたいと思っています。各論のところについてはまだこれからだと思いますけれども、大きなイメージとしては、先ほど来申し上げている政策目標を効果的、効率的に実現できるような立てつけといたしますか、設計といたしますか、これがまず基本なのだろうなど。その中で、国の権限と責任、都道府県の権限と責任、新たにできる中間管理機構の権限と責任、市町村の権限と責任、それぞれの階層の権限と責任を明確にして、この目指すべき政策目標を実現するんだという意味での戦略の共有をしていただくことが基本ではないのかと思っています。その上で、では、どのような形で農地を借り上げるのか、どのようなやり方で土地を担い手に貸し出すのか、という具体論を進めるときにも、今の政策目標に合致していることが一番重要だろうと思います。

この政策目標について、私の理解は、大規模に集約された農地をつくり上げて、そこで生産性の高い農業をやっていくことが基本です。それプラス、我々との議論を踏まえて農水省から出てきた最新の見解では、新規参入者を増やす方向の考え方が出てきております。これも政策目標の1つとして位置付け、それを含めた政策目標を効果的、効率的に実現するような仕組みにしなければいけない。そのためには、権限と責任の明確化は大変重要なことだろうと思います。そのほかにもたくさんあるかと思いますが、今日現在申し上げられるのはそのようなところを中心として、これからまとめていきたいと思っています。

○記者 ラスト1問、今日決められた項目を協議するだけでも相当しんどいのは理解した上でお伺いしますけれども、2020年の東京五輪が決定しました。規制改革会議としても五輪盛り上げに向けて協力できるところが何かないのかなと思うのですが、今回の貿易・投資のところに入っている空港の発着枠緩和であるとかはまさにそれに当てはまると思うのですけれども、さらに追加して、例えばニアの早期開発に向けて何か支援ができないかとか、都市の活性化に向けて何かできないかとか、そういう議論は今後やる予定はありませんでしょうか。

○岡議長 まだ考えていません。考えていないということでやらないと受けとめてほしくないのですけれども、2020年東京オリンピックに向けて、規制改革会議として何をやるべきかという議論をやるかやらないかも含めて、これからの検討課題だと思っています。

○記者 確認ですけれども、ネット販売の今日出された意見は、一言で言うと、閣議決定を骨抜きにするなよということですか。

○岡議長 私ども会議の思いとしては、前期の我々の活動の最優先課題の1つとして、一番最初に見解も出し、閣議決定もされた案件であるということと、今期の重点的フォロー

アップ12項目の中の1つでもある。そういうことからしますと、規制改革会議をやっている我々としては、そういう経緯のあるテーマが我々の出した答申の内容に沿って、かつ閣議決定がされた内容に沿って実現されることに対しては大変な思いを持って見えていますよということです。ですから、閣議決定をないがしろにするなということにプラスして、今のような思いもあります。

○記者 もう一点、農業の検討項目に農業委員会と農協の在り方が入っていますけれども、現時点で岡議長もしくは委員の方々はどのような問題意識を持っておられて、どう改革すべきだとお考えかを少し具体的に聞かせてください。

○岡議長 今日のところはそこまで突っ込んだ説明は座長からも特にございませんでしたが、これを取り上げたということは、現在の農業委員会あるいは農協そのものの在り方がこのままでいいということではないのではないかという程度の問題意識は持っています。どこをどのようにということはまさにこれからワーキング・グループの中で検討していただく必要があるということだと思います。

○記者 今日、49項目が改めて決まったということで、第2期の会議の進め方に向けて改めてどういうところに重きを置いて、どのように進めていきたいかという御意見をお願いします。

○岡議長 今日決まった49項目とその前に決めた最優先課題として3項目あるわけですが、私どもとしては、大変限られた時間の中でこれだけの項目に精力的に取り組んでいこうということです。本日の会議の最後に、私自身もこれは大変だなという思いを持っていますが、各ワーキングの座長さん初め、皆さんも相当精力的にかつ時間的にも頑張ってくださいこととなりますねということで、改めてそういう思いを持って、みんな一緒になって、チームワークでより多くの成果を出そうではないかということをお願いしました。そういう思いでございます。

○記者 健康・医療のワーキングのところですが、医師と看護師の役割分担についてですが、具体的にこの部分を見直せばいいという言及は今日はあったのでしょうか。

○大熊参事官 この部分は私からお答えさせていただきます。

具体的なものはまだございません。チーム医療の中で医師と看護師、医療クラーク、ほかにもいるわけですが、特に医師の負荷を軽減するというところで、その分、看護師さんに能力を十分に発揮してもらおうという方向性は大体共有できていますので、その肉付けをやっていきたいと思っています。

○司会 ほかにございませんでしょうか。

それでは、よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございました。

これで会見を終わります。

○岡議長 どうもありがとうございました。